

## 岸和田市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、耐震性が不足している木造住宅の耐震改修を促進するため、本市に存する木造住宅の所有者（国又は地方公共団体を除く。）が行う木造住宅の耐震改修工事に対し、予算の範囲内でその耐震改修工事費用の一部を補助金として交付することにより、地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造又は混構造（木造の建築物のうち、その一部に木造以外の構造を含むものをいう。）のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類する用途を兼ねる場合にあっては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。

(2) 耐震改修技術者 建築士法（昭和25年法律第202号。）第2条第1項に規定する建築士であつて、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）が主催した「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」及び「木造耐震改修技術者講習」を受講し、それぞれの「講習修了証明書」の交付を受けた者

イ 公益社団法人大阪府建築士会が平成24年度以降に主催した「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、「受講修了証」の交付を受けた者

ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者

(3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。）第4条第1項に規定する基本方針別表第1第1号に基づき、防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法若しくは精密診断法（ただし、時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）又はその他市長が適当と認める方法に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものをいう。

(4) 耐震診断結果 前号に規定する一般診断法若しくは精密診断法による総合評価における上部構造評点又は同号に規定するその他市長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値をいう。

(5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成する次に掲げるいずれかに該当する計画をいう。

ア 耐震診断結果が1.0未満の木造住宅において、耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるための計画（耐震改修工事前の数値が0.7未満であるものについては、耐震改修工事後の数値を0.7以上まで高めるための計画）

イ 限界耐力計算（建築基準法施行令第82条の5に規定する構造計算をいう。）に準じた木造住宅の耐震診断結果、最大応答変形角が1/15を超える場合に、耐震改修後の最大応答変形角を1/15以下とする計画

ウ 耐震シェルター（住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り、住人の安全を確保するもの。）で、国土交通省、都道府県、防災協会、一般財団法人日本総合試験場又は官民が連携している協議会等で確認又は評価を受けたものを住宅内に設置する計画

(6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（耐震改修計画を作成した耐震改修技術者により工事監理が行われるものに限る。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則の定めるところによる。

(補助対象建築物)

**第3条** 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす木造住宅とする。

- (1) 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項の規定により建築主事の確認を受けて建築されたもの又はその他の資料により昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたことが判断できるもの
  - (2) 耐震診断結果により耐震性がないと判断されたもの
  - (3) 現に居住し又はこれから居住しようとするもの
  - (4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
- 2 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、当該補助対象建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていないなければならない。
- (補助事業者)

**第 4 条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（個人に限る。）をいう。

- (1) 補助対象建築物の所有者であって、当該補助対象建築物の耐震改修を行う者であること。
  - (2) 補助対象建築物を所有する者が属する世帯全員の申請を行う日の属する年度（4 月から 5 月までの間に申請を行う場合にあっては、前年度）の課税所得金額（以下「課税所得金額」という。）を合算した額が 5,070,000 円未満であること。
  - (3) 本市が賦課する市税を滞納していないこと。
  - (4) 岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年岸和田市条例第 35 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 補助対象建築物を複数で共有又は区分所有しているときは、全所有者のうち補助金の交付の申請をする者を補助事業者とし、全所有者が前項各号に定める規定を満足すること。この場合において、前項第 2 号に関しては、全所有者が属する世帯全員の課税所得金額を合算した額が 5,070,000 円未満であること。
- 3 前項の規定により補助金の交付の申請をする者は、当該共有者全員又は区分所有者全員から補助対象建築物の耐震改修工事の同意を得ていること。

(補助対象経費)

**第 5 条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 5 号ア及びイに該当する耐震改修計画の作成に要する費用（当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事が補助金の交付の申請の日の属する年度の 2 月末日までに完了する場合に限る。）ただし、補助対象建築物が賃貸住宅又は耐震改修計画が第 2 条第 5 号(ウ)にあっては耐震改修計画の作成に要する費用は対象とならないものとする。
- (2) 耐震改修工事に要する費用（必要となる撤去費及び再仕上げその他の附帯する工事の費用を含む。）

(補助金の額)

**第 6 条** 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の種類に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 前条第 1 号の費用に係る補助金の額

当該費用の額に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。ただし、100,000 円（長屋住宅及び共同住宅にあっては、1 戸当たり 100,000 円として算出して得た額）を限度とする。

- (2) 前条第 2 号の費用に係る補助金の額

当該費用の額に 10 分の 7 を乗じた額とする。ただし、850,000 円（長屋住宅又は共同住宅にあっては、1 戸当たり 850,000 円として算出して得た額）を限度とする。

- 2 前項の規定により算出したそれぞれの補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業者の属する世帯（補助事業者が第 4 条第 2 項の場合は、全所有者が属する世帯）の月額所得（世帯全員の合計所得金額から地方税法第 314 条の 2 に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額、扶養控除額及びひとり親控除額並びに所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に

係る雑所得を有する場合には、その給与所得等を有する者一人につき 100,000 円を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を 12 で除した額をいう。) が 214,000 円以下の場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、同ア中「850,000 円」とあるのは「1,050,000 円」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の申請)

**第 7 条** 補助金の交付の申請は、耐震改修補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 誓約書(様式第 2 号)
- (3) 耐震改修工事前の耐震診断報告書
- (4) 耐震改修技術者証明書・建築士免許の写し
- (5) 補助対象建築物を所有する者が属する世帯全員の申請を行う日の属する年度(4 月から 5 月までの間に申請を行う場合にあっては、前年度)の所得証明書
- (6) 補助対象建築物を所有する者が属する世帯全員の記載がある住民票
- (7) 市税に関する完納証明書又は市税の納付状況確認同意書(様式第 3 号)
- (8) 耐震改修設計見積明細書
- (9) 建物の全部事項証明書等
- (10) 確認済証の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 耐震改修計画を策定した後に補助金の交付の申請をする場合にあっては、第 5 条第 2 号の費用に限り補助金の対象として、当該交付の申請を受理する。この場合においては、前条第 1 項第 1 号の額を 0 円として同条の規定を適用する。

3 前項の場合にあっては、第 1 項第 8 号の代わりに第 14 条第 1 項に規定する書類を提出するものとする。

4 次条の規定による交付が決定する前に、補助金の交付の申請を取下げ場合は、耐震改修補助金交付申請取下届(様式第 4 号)を、市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

**第 8 条** 市長は、規則第 6 条第 1 項の規定により補助金の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、耐震改修補助金交付決定通知書(様式第 5 号。以下「交付決定通知書」という。)を補助事業者に通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、耐震改修補助金不交付決定通知書(様式第 6 号)を、当該申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

**第 9 条** 補助事業者は、規則第 7 条第 1 項に定めるもののほか、補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、補助事業者はこれに協力すること。

(補助事業の着手)

**第 10 条** 補助事業者は、交付決定通知書の通知日の翌日から起算し 30 日以内に耐震改修計画を策定し、速やかに耐震改修着手届(様式第 7 号)を市長に提出すること。

2 第 7 条第 2 項の場合にあっては、前項の規定において「耐震改修計画を策定し」とあるものは「耐震改修工事を行い」と読み替えるものとする。

(変更等の承認)

**第 11 条** 規則第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の変更承認の申請をするときは、補助事業内容変更承認申請書(様式第 8 号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 変更の内容がわかる書類(耐震改修計画書(変更前後)、その他変更に係る図書)
- (2) 見積明細書(変更後)の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第7条第1項第3号の中止・廃止承認の申請をするときは、補助事業中止・廃止承認申請書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(軽微な変更)

**第12条** 規則第7条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更が生じないものとする。

(交付決定の変更及び取消の通知)

**第13条** 市長は、第11条第1項及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、耐震改修補助金交付決定変更通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、第11条第2項及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(耐震改修計画等)

**第14条** 補助事業者又は補助事業者から委任を受けた耐震改修技術者は、耐震改修計画を策定し、耐震改修計画書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 現況図(配置図・平面図)

(2) 耐震改修計画図、その他補強方法を示す図面

(3) 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書

(4) 工事工程表

(5) 耐震改修工事見積明細書(工事と工事監理を分けたもの)

(6) 委任状(補助事業者が耐震改修技術者へ委任する場合のみ)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による耐震改修計画書の提出後、耐震改修技術者と協議をしなければならない。

(中間検査)

**第15条** 補助事業者は、当該耐震改修工事が市長の指定する工程に達したときは、速やかに耐震改修工事監理報告書(様式第13号。以下「工事監理報告書」という。)を添えて、耐震改修工事中間検査申請書(様式第14号)により中間検査の申請をするものとする。

2 市長は、前項の中間検査の申請のあった日から概ね7日以内に、現地において中間検査を行うものとする。ただし、前項の申請の際に提出された書類等により当該耐震改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、現地での中間検査に代え、書類等による審査によることができる。

3 市長は、前2項の規定による検査の結果、工事内容について適正であると認めるときは、耐震改修工事中間検査合格証(様式第15号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

**第16条** 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の2月末日(2月末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)にあたるときは、その翌日以降の休日等でない直近の日)のいずれか早い日までに耐震改修工事完了実績報告書(様式第16号。以下「実績報告書」という。)により行うものとする。

2 市長は、前項の実績報告書を受領した場合には、速やかに現地において完了検査を行うものとする。ただし、前項の報告の際に提出された書類等により当該耐震改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、現地での完了検査に代え、書類等による審査によることができる。

3 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 耐震改修設計費用の請求書の写し

- (2) 耐震改修設計費用の領収書の写し
- (3) 耐震改修工事費用の請求書の写し（内訳明細が確認できるもの）
- (4) 耐震改修工事費用の領収書の写し
- (5) 工事完了写真（工事箇所別、時系列順）
- (6) 工事監理報告書
- (7) 耐震改修工事に使用した材料等の納品伝票等

4 第19号第1項の規定による補助金の代理請求及び代理受領の委任をする場合は、前項第2号の書類にあっては、耐震改修設計費用から第6条第1項第1号で算定した補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。

5 第19条第3項の規定による補助金の代理請求及び代理受領の委任をする場合は、第3項第4号の書類にあっては、耐震改修工事費用から第6条第1項第2号で算定した補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。

（補助金の額の確定）

**第17条** 市長は、規則第14条の規定による補助金の額の確定をした場合には、耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第17号）により通知を行うものとする。

（補助金の交付請求）

**第18条** 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、耐震改修補助金交付請求書（様式第18号。以下「補助金交付請求書」という。）により行うものとする。

（補助金の代理請求及び代理受領）

**第19条** 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震改修計画を作成した耐震改修技術者又は同技術者が所属する建築士事務所又は事業者（以下「耐震改修技術者等」という。）に対し、第6条第1項第1号の補助金の代理請求及び代理受領を委任することができる。

2 補助事業者は、前項の委任をするときは、補助金の代理請求及び代理受領を委任した耐震改修技術者等から耐震改修計画の作成に着手する前に同意を得るものとする。

3 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震改修工事を行った施工事業者（以下「施工業者」という。）に対し、第6条第1項第2号の補助金の代理請求及び代理受領を委任することができる。

4 補助事業者は、前項の委任をするときは、補助金の代理受領を委任した施工業者から耐震改修計画の作成に着手する前に同意を得るものとする。

5 補助事業者が第1項及び第3項の規定により、補助金の代理請求及び代理受領を委任したときは、補助金交付請求書に耐震改修補助金の代理請求及び代理受領に係る委任状（様式第19号。以下「代理請求及び代理受領に係る委任状」という。）を添付して、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

**第20条** 市長は、第18条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

2 市長は、代理請求及び代理受領に係る委任状を添えた補助金交付請求書を受けたときは、前項の規定において「補助事業者」とあるのは「耐震改修技術者等」又は「施工業者」とし、また「補助金」とあるのは「補助金に相当する額」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による読み替えにより耐震改修技術者等又は施工業者に補助金に相当する額を交付した場合、補助事業者は補助金を交付したものとみなす。

（決定の取消し）

**第21条** 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 第8条に規定する補助金の交付の決定前に着手したとき。

(4) 市長の指示に従わないとき。

(5) その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第22条** 規則18条の規定により補助金等を返還させようとするときは、耐震改修補助金返還通知書(様式第20号)により、補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

**第23条** 被交付者が補助金の返還の通知を受けた場合、その通知に係る補助金等の額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 被交付者は、補助金の返還の通知を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、その未納付額につき、補助金適正化法第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

**第24条** 市長は、被交付者が補助金の返還の通知を受け、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(書類の保存)

**第25条** 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

**第26条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第13条関係)

様式第11号(第13条、第21条関係)

様式第12号(第14条関係)

様式第13号(第15条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第15号(第15条関係)

様式第16号(第16条関係)

様式第17号(第17条関係)

様式第 18 号 (第 18 条関係)

様式第 19 号 (第 19 条関係)

様式第 20 号 (第 22 条関係)

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。